

議案第 47 号
令和 5 年度宝塚市一般会計補正予算（第 3 号）

資料 1（15～21）二酸化炭素排出抑制対策事業について

1 目的・概要

地域の脱炭素化を意欲的に行う地方公共団体を複数年度にわたり支援する環境省交付金（「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」）のうち自家消費型の太陽光発電導入や住宅・ビル・公共施設の省エネ性能向上等を対象とする「重点対策加速化事業」の令和 5 年度実施分の交付決定を受けた。

本交付金の活用により、住宅や事業所への太陽光発電設備や省エネルギー設備等の導入支援を行い、市民や事業者のエネルギーコストの負担軽減につながる二酸化炭素排出抑制を図り、地域の脱炭素化を推進する。

2 補正予算額

(1) 歳入 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	70,029 千円
(2) 歳出 二酸化炭素排出抑制対策事業	70,029 千円

3 事業内容等

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進助成金 56,530 千円

① 対象者

市内に住所を有する個人又は市内に事業所を有する法人。

なお、住宅用の太陽光発電設備（自家消費用）（以下「太陽光発電」という。）については、市外に住所を有し、市内に自ら居住するための新築戸建住宅を建築する者を含む。ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）については、市外に住所を有し、市内に自ら居住するための新築戸建住宅を建築する者又は市内における新築戸建建売住宅の販売者となる事業者を含む。

② 対象事業

助成金の対象者が令和 5 年 5 月 22 日から令和 6 年 2 月 15 日までの期間に、次のア、イを満たす事業に着手し、導入された設備（裏面の別表）の導入費用の一部を助成する。

ア 自ら居住するための市内の住宅で実施する事業、市内の事業所で実施する事業、市内における戸建建売の ZEH 住宅を新築する事業。

イ 次のいずれにも該当しない事業であること。

ア) 中古設備の導入 イ) リース契約による導入

ウ) 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する設備導入

③ 対象経費

ア 設備費 イ 付帯工事費 ウ 雑役務費

④ 対象設備及び対象者、助成額等

別表のとおり

別表

	対象設備	対象者	助成額等
1	太陽光発電設備（自家消費用）	市民	7万円×出力（上限：28万円）
		事業者	5万円×出力（上限：75万円）
2	Z E H	市民	55万円/件
		事業者	
3	高効率照明機器（LED）※	事業者	助成対象経費の1/2（上限：100万円）
4	高効率空調機器※	事業者	助成対象経費の1/2（上限：100万円）
5	高効率給湯器（エコキュート）※	市民	助成対象経費の1/2（上限：10万円）
6	コージェネレーションシステム（エネファーム）※	市民	助成対象経費の1/2（上限：20万円）
7	電気自動車及び充電設備 ※太陽光発電設置済で電気自動車と充電設備をあわせて導入	市民	<電気自動車> 蓄電容量×2万円/kWh（上限：次世代自動車振興センターの「CEV補助金」の銘柄ごとの補助金額）
		事業者	<充電設備> 助成対象経費の1/2（上限10：万円）

※3、4、5、6は既存設備の更新のみが対象

(2) 地域脱炭素移行・再エネ推進助成金交付事務委託料 11,643千円

電話・窓口対応、申請書類の受付・審査、市への審査書類の提出・報告、市民・事業者向け広報等を委託予定。

4 備考

国による地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の令和5年度査定額は119,149千円であるが、現時点ではそのうち87,953千円が交付決定されている。差額については、今後の事業の進捗状況を勘案して追加交付される予定である。

なお、国査定額119,149千円には公共施設のLED及び高効率空調、EV導入等が含まれており、これらの財源に充当していく予定である。